

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**(1) 地域の災害リスク**

**(洪水・土砂災害)：ハザードマップ**

当市の防災マップによると、当会が立地する市街地各地区(旧町)において下記のとおり浸水等被害が予測されている。

- 峰山地域** … 商業施設が多く存在している御旅地域や、主要道路で製造施設(機械金属業)や、飲食店が集積している国道482号及び312号沿いは0.5~3.0m未満の浸水想定されているほか、峰山駅から東側、府道656号線のエリア一面は内水による3.0m以上、一部に5.0m以上の浸水想定されている。また、山間地域(五箇区等)は土砂災害警戒区域が点在しており、製造施設(織物業)が集積している。
- 大宮地域** … 中心部を走る国道312号の西側一帯(製造・商業施設が集積している)および、竹野川上流域一帯に0.5~3.0m未満の浸水想定されているほか、山間地域は土砂災害警戒区域が点在しており、製造施設(織物業)が集積している。
- 網野地域** … 当該地域の中心部を流れる福田川流域、国道178号及び府道673号線沿いの広い範囲に0.5~3.0m未満の浸水が想定され、商業施設、飲食店、製造施設(織物業・機械金属業)が集積しているほか、下流域には宿泊施設が集積している。他にも土砂災害警戒区域が点在しており、宿泊施設が集積している。
- 丹後地域** … 商業施設、飲食店等が集積している当該地域の中心部を流れる竹野川流域および国道482号沿いの広い範囲に3.0m以上、一部に5.0m以上の浸水想定されており、宇川流域の広い範囲に3.0m以上の浸水想定されているほか、浸水想定区域を取り囲むように土砂災害警戒区域が点在している。また、宿泊施設が集積する下流域(府道672号線)沿いにも土砂災害警戒区域が多く点在している。他にも山間地域で土砂災害警戒区域が点在しており、製造施設(織物業等)が集積している。
- 弥栄地域** … 当該地域の中心部を流れる竹野川流域及び国道482号沿いの広い範囲に3.0m以上、下流域に5.0m以上の浸水想定されており、商業施設、飲食店が集積している。また、山間地域は土砂災害警戒区域が点在しており、製造施設(織物業等)が集積している。
- 久美浜地域** … 商業施設、飲食店や宿泊施設が集積している久美谷川下流域一面(久美浜駅北側)に0.5~3.0m未満の浸水想定されている。また、主に宿泊施設や製造施設が多い佐濃谷川下流域に0.5~3.0m未満、一部に3.0~5.0m未満の浸水想定されている。他にも山間部には土砂災害警戒区域が点在しており、製造施設(織物業等)が集積している。

**(地震)：ハザードマップ・J-SHIS**

当市内には南北に縦断する郷村断層と市外の下方南部を東西方向に横断する山田断層がある。地震ハザードステーションの想定地震地図によると郷村断層によって起こる今後30年以内の地震発生確率は0%となっているが、当市の地震ハザードマップによると、当該断層による地震が発生した場合(モーメントマグニチュード7.2)の想定では、平野部を中心に震度7、大部分で震度6強の強い揺れと津波及び液状化が発生する可能性があると言われている。また、地震ハザードステーションの想定地震地図によると、山田断層によって起こる今後30年以内の地震発生確率は0.3%(50年以内は0.5%)で、市内大部分が震度5強以上の揺れに見舞われると想定されている。

**(その他)**

前記のとおり、当市には多くの河川(竹野川、福田川、佐濃谷川等)があり、これまでも数々の水害に見舞われてきた。近年では平成29年台風18号、平成30年7月の集中豪雨などにおいて、大規

模洪水、土砂災害など、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

- 平成 18 年 7 月梅雨前線による豪雨 … 京丹後市丹後町間人地区において大規模な地すべりが発生し死者 2 名の犠牲者が出たほか、全壊家屋 3 棟、床下浸水 12 棟、道路・橋梁被害 19 箇所など、甚大な災害が発生した。
- 平成 20 年 7 月の集中豪雨 … 竹野川水系の最大流域、平均 24 時間雨量 153 mm。（峰山地域では、最大時間雨量 90 mmを記録）床上浸水 4 棟、床下浸水 153 棟などの被害が発生した。
- 平成 29 年台風 18 号による豪雨 … 時間雨量 73mm を記録。床上浸水 79 棟、累加雨量 197 mm、床下浸水 542 棟、損壊 9 棟など被害が発生した。
- 平成 30 年 7 月の集中豪雨 … 住家床上浸水 7 棟、住家床下浸水 52 棟、道路 376 箇所、河川 413 箇所、崖崩れ 159 箇所、農道 221 箇所、農林水産業施設 200 箇所などの被害が発生し、京丹後市に災害救助法が適用された。

### (感染症)

新型インフルエンザは約 15 年前に出現し、概ね 40 年の周期で世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 3,460 者
- ・小規模事業者数 3,110 者

【内訳】 令和 3 年経済センサス活動調査（「公務」・「商工業以外」を除く）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	卸・小売業	698	592	市内に広く分散している。
	製造業	1,051	1,019	織物業は市内の主に市街地に広く分散している。機械金属業は、3 町（峰山・大宮・網野）を中心に集積している。
	建設業	345	341	市内に広く分散している。
	サービス業	970	857	市内に広く分散している。うち、観光業は海沿いの 3 町（丹後・網野・久美浜）を中心に沿岸部に多い。
	その他	396	301	市内に広く分散している。

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・京丹後市地域防災計画の策定（平成 18 年 4 月策定）、京丹後市防災訓練の実施（年 1 回）
- ・防災備品・資材の備蓄
- ・京丹後市防災マップ（「洪水・土砂災害ハザードマップ」「地震・津波ハザードマップ」）の作成
- ・防災行政無線（J-ALERT 含む）の屋外拡声子局、戸別受信機の設置
- ・京丹後市避難情報発令基準の策定
- ・災害時要配慮者避難支援プランに基づく避難行動要支援者の登録制度
- ・京丹後市国土強靱化地域計画策定（令和 2 年 7 月策定）
- ・京丹後市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

## 2) 当会の取組

- ・事業者 BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催、事業継続力強化計画の策定支援
- ・商工会団体制度（ビジネス総合保険制度）への加入促進
- ・京丹後市が実施する防災訓練への参加および協力
- ・業務継続計画の策定（令和 2 年 11 月策定）と防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄
- ・被災状況収集システムの運用（令和 2 年 12 月開始）と関係機関への報告

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について場当たりの対応にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備・共有されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人材が十分にいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営支援員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。新型コロナウイルス感染症は 5 類に移行したが、新たな感染症に備え引き続き感染予防に向けた対策への準備を行う必要がある。

## III 目標

- ①小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させるために、普及啓発や行政の施策等の情報を発信し、事前対策の必要性を周知する。
- ②小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害からの早期復興への意識の醸成を図る。
- ③発災害時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ④発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染者発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	設定目標		
			BCP 計画 (簡易版含む)	事業継続力 強化計画	計
3,460	3,110	令和 8 年	0 件	5 件	5 件
		令和 9 年	0 件	5 件	5 件
		令和 10 年	1 件	7 件	8 件
		令和 11 年	2 件	7 件	9 件
		令和 12 年	3 件	7 件	10 件

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・ 令和2年11月に策定し現在運用している当会自身の「業務継続計画 (BCP)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を持ちながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策 (事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等) について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者等に対し、事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む) の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者等に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確実な情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) SNSを活用した被災状況等の収集システムと体制構築の継続

- ・ 登録した小規模事業者等が被災した際に、SNS を活用して当会に速やかに当該状況等を報告するルートを構築しており、本システムと体制構築を継続する。
- ・ 収集システムによって小規模事業者等から報告された被災状況等を集約し、当市へ被災情報報告を行う基礎資料等を迅速に提供できる体制 (災害対策の窓口となる当会の責任担当部署、その他部署相互の役割分担、連携及び協力体制の明確化) を整える。

#### 3) 商工会自身の事業継続計画 (BCP) の定期的な見直しと運用

- ・ 令和2年11月に策定した当会自身の業務継続計画 (BCP) について整合性を踏まえて定期的に見直しを行い、より運用性と実行性の高い計画を整える。

#### 4) 関係団体等との連携強化

- ・ 損害保険会社といった関係団体等と連携して会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや

損害保険の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

## 5) フォローアップ

- ・小規模事業者等の事業者 BCP（事業継続力強化計画）等の取組状況の確認および見直しや改善策定への支援を行う。
- ・事業継続力強化支援に係る会議（構成員：当会、当市）を定期的（年間1回程度）に開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（日本海における最大クラスの地震（マグニチュード 7.2））が発生したと仮定し、当市との連絡ルート確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による初災時には、当会の業務継続計画（BCP）に基づき行動し、初動対応を実践して、場合（規模等）によっては、災害対策委員会を設置する。そのうえで、当会の業務継続計画の手順に従って、混乱なく迅速に業務を再開すると共に、地区内小規模事業者等の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後は、当会の業務継続計画（BCP）に沿って、初動対応（発災後2時間以内にSNSを利用した職員緊急連絡網による職員の安否確認並びに業務従事の可否等の確認など）を行う。
- ・災害対策委員会が設置されBCPの発動が指示された場合は、速やかに応急対策（非常時優先業務）を実践し、市内の小規模事業者等の大まかな被害状況（店舗被害や道路状況等）を、SNS等を利用して情報収集・集約を行い、当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後（国内感染初期）には、職員の体調管理を行うとともに、公衆衛生対策①（マスク着用・手洗い・うがい・咳エチケットの推奨等）や、衛生用品の備蓄を行う。
- ・感染症の国内流行（国内感染蔓延期）や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当会の業務継続計画（BCP）に沿って、災害対策委員会を設置し、感染症対策を行うとともに情報等を共有する。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会が設置する災害対策委員会にて、当市が発令する警戒レベル（表1）や、地区内小規模事業者等の被害状況や被害規模（表2）を鑑みながら、応急対策の方針を決める。  
（警戒レベル5の場合の例） 当市が発令した時点で既に災害が発生している状況であり、職員自身が命を守るための最善の行動をとり、職員出勤ルールフロー図に従って出勤する。
- ・職員の多くが被災する等も想定して、指揮命令系統の確立と、災害対策委員会の設置場所順位を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

▼（表1）京丹後市が発令する警戒レベルとそれに対する避難行動等

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	発令発表
5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保（※1）	市
4	速やかに避難先に避難する。避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	避難指示（※2）	市
3	避難に時間を要する人（ご高齢の方、傷害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をする。その他の人も避難の準備を整える。	高齢者等避難（※3）	市
2	避難に備え、防災マップにより自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・大潮注意報	気象庁
1	災害への心構えを高める。	早期注意情報	気象庁

※1 市町村が災害の情報を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではない。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになる。

※3 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミング。

▼（表2）被害規模の目安は以下を想定

警戒レベル	被害規模	被害情報の目安
5	大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
4	被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> </ul>
3		
2	ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>
1		

- ・本計画により、当会と当市は概ね以下の間隔で被害情報等を共有する。

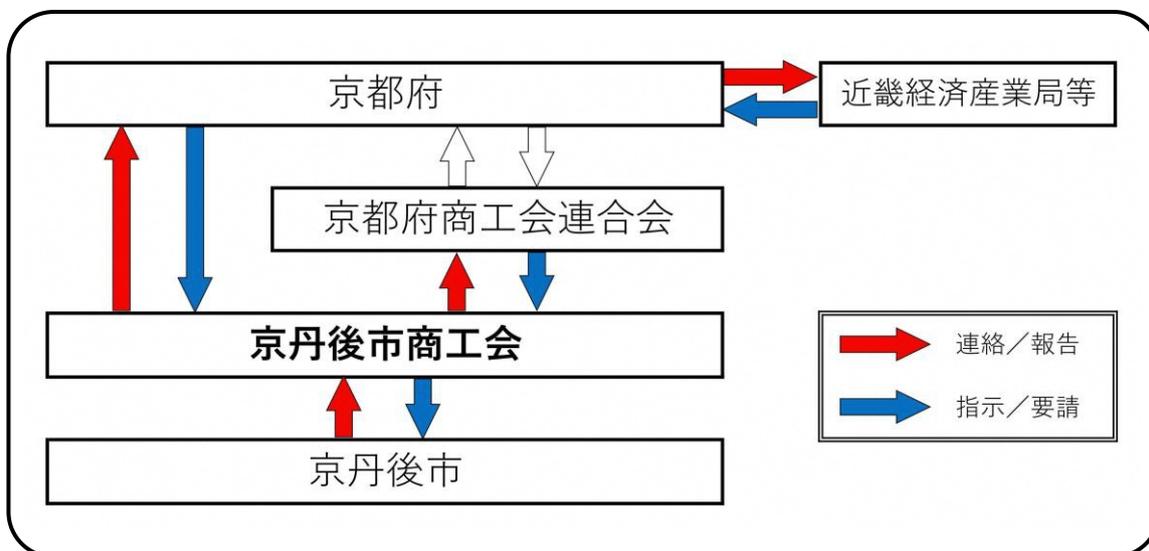
初災後～3勤務日	1日に1回共有する
3勤務日～1週間	2日に1回共有する
1週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・当市で取りまとめた「京丹後市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、職員の交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・ 当会と当市が共有した情報を、京都府の指定する方法にて当会または当市より京都府等へ報告する。なお、当会は状況によって京都府商工会連合会にも同様の情報を報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を府の指定する方法にて当会または当市より府へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者等に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と協議し、安全性が確保された場所において相談窓口を設置する。(国および京都府から依頼を受けた場合も同様)
- ・ 収集システムを活用して収集した被災状況等の情報に基づいて、可能な限り詳細を確認するとともに対策を検討する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や京都府、京丹後市等の施策)について、地区内の小規模事業者等へ SNS の利用または巡回により周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援 >

- ・ 京都府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について京都府商工会連合会を介して京都府に相談する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

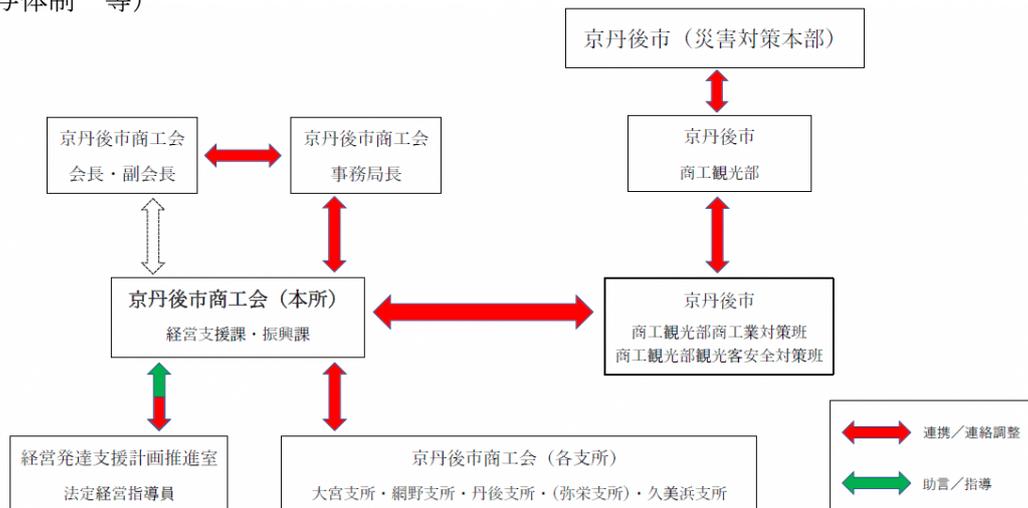
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年9月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 安田 稔 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

京丹後市商工会 経営発達支援計画推進室

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 836 番地の 1

TEL : 0772-62-0342 / FAX : 0772-62-3553 / e-mail : kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp

②関係市町村

京丹後市 商工観光部商工振興課

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 385 番地の 1

TEL : 0772-69-0440 / FAX : 0772- 72-2030 / e-mail : shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 通信運搬費	150	150	150	150	150
・ 防災、感染症等対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、京都府補助金、京丹後市補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

